

保険年金課

保険年金課は、東海北陸厚生局管内における全国健康保険協会支部、健康保険組合、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）に対する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1) 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく全国健康保険協会からの申請書（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

(2) 対象（令和5年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	8	0	0

イ 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地監査（立入検査）	2	1	3

ウ 令和4年度立入検査結果内訳（実施数：3支部）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	3
会計事務に関する事項	0	3
健康保険業務に関する事項	0	3
個人情報保護に関する事項	0	3
医療費適正化に関する事項	0	3

2. 健康保険組合に係る業務について

（1）概要

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づく健康保険組合からの規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

（2）対象（令和5年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 181組合

（3）実績

ア 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約変更申請書等の認可(※1)	222	248	213
規約変更届出書等の受理(※2)	1,000	1,372	1,224
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,698	2,708	2,733
公法人証明・印鑑証明	283	210	206

(※1) 規約変更申請書等の認可：滞納処分の認可、任意包括加入・脱退の認可、規約変更の認可（事業所編入・削除・その他）、一般保険料率の変更の認可、組合債の認可、重要財産処分の認可、保険医療機関との割引契約の認可、承認健康保険組合の承認

(※2) 規約変更届出書等の受理：追加更正予算の届出、介護保険料率の届出、一般保険料率変更の届出（調整保険料率との合計に変更のない場合）、認可を要しない規約変更の届出、組合債に係る変更等の届出、理事長の就・退職の届出、規程の届出（制定、変更、廃止）など

イ 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地監査	21	30	27

ウ 令和4年度実地監査結果内訳（実施数：27組合）

(単位：組合)

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
全般的な事項	0	27
事業運営に関する事項	22	5
個人情報保護に関する事項	22	5
医療費適正化に関する事項	2	25
適用・保険料に関する事項	6	21
保険給付に関する事項	3	24
保健事業に関する事項	6	21
財務に関する事項	16	11
その他	7	20

3. 厚生年金基金に係る業務について

(1) 概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

これまで、東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行ってきました。

当局管内の厚生年金基金は、令和4年度中に解散厚生年金基金の清算手続きが完了したことから、0基金となりました。

(2) 対象（令和5年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 0基金

(3) 実績

○認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約変更認可申請書等の認可	0	0	0
規約変更届出書の受理	0	0	0
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	19	3	3
公法人証明・印鑑証明	3	3	0
解散又は他制度へ移行	0	0	0

(一〇メモ) ～厚生年金基金制度の見直し～

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)により、厚生年金基金制度が次のとおり見直しがされ、平成26年4月1日から施行されました。

- (1) 施行日以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

4. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理、運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可(承認)申請書及び規約変更申請書の認可(承認)、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

(2) 対象（令和5年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1,602 企業年金
① 規約型 … 1,508 規約
② 基金型 … 94 基金

(3) 実績

ア 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	253	252	272
規約変更届出書の受理	600	493	741
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,680	1,624	1,517
公法人証明・印鑑証明	124	84	109

イ 監査件数

（単位：企業年金）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
書面監査	136	136	144
実地監査	11	12	13

ウ 令和4年度監査結果内訳（実施数：157 企業年金）

（単位：企業年金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入者に関する事項	7	150
代議員会に関する事項	0	157
理事会に関する事項	5	152
庶務・事務組織に関する事項	7	150
監事監査に関する事項	0	157
財務及び会計に関する事項	0	157
掛金に関する事項	0	157
年金給付に関する事項	1	156
資産運用に関する事項	16	141
個人情報保護に関する事項	0	157
特定個人情報の取扱いに関する事項	25	132
情報開示に関する事項	18	139

5. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（1）概要

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく企業型の規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

（2）対象（令和5年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 864規約

（3）実績

○承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規約変更承認申請書等の承認	251	264	323
規約変更届出書の受理	133	96	151